|  |
| --- |
|  |
| **一般競争入札募集要項** |
| （旧入江教員住宅） |
|  |
| **令和２年１０月** |
| **洞爺湖町**  **総務部総務課管財・情報Ｇ** |

目 次

●一般競争入札による町有地売払実施要領

１　町有地売払実施概要・・・・・・・・・・・・・・・・　　２ページ

２　入札参加資格等・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２ページ

３　物件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２ページ

４　入札の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　３ページ

５　質疑等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　４ページ

●実施にあたって

１　申込・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　５ページ

３　入札保証金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　６ページ

４　入札執行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　６ページ

６　契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　７ページ

７　所有権移転及び引渡し・・・・・・・・・・・・・・・　　７ページ

【添付資料】

* 物件調書
* 入札参加申込書
* 委任状
* 入札書
* 入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書
* 書類記入方法

**●一般競争入札による町有施設売払実施要領**

**１　町有施設売払実施概要**

今後町が使用する見込みがない土地・建物を、民間等に売却することで、土地・建物の有効的な利活用に繋げることを目的とした一般競争入札を行います。

**２　入札参加資格等**

(1)　入札参加資格

　　ア　公租公課を滞納していない者

　　イ　地方自治法施行令第６節第１６７条の４記載事項に該当しない者

　　ウ　当該入札に係る契約を締結する能力を有している者

　　エ　破産手続き開始の決定を受けていない者

　　オ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団等でない者

**３　物件**

　(1)　売却予定物件

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 建物の名称 | 所在地 | 地目・用途 | 地籍・面積 |
| 旧入江教員住宅 | 洞爺湖町入江190番地376 | 宅　地 | 810㎡07 |
| 共同住宅 | １階　149㎡88  ２階　149㎡88  延べ　299㎡76 |

　(2)　売却条件

ア　売却予定物件は、住宅として利用すること。

　　イ　売却予定物件購入後、３年以内に事業を開始すること。また、購入後１０年間は転売を禁止します。違約金条項を設けます。

ウ　土地・建物は現状のまま引き渡すこととする。

エ　建物の改修費や支障物除去等に係る費用は落札者負担とする。

オ　所有権移転登記は洞爺湖町が行うが、登記免許税等の経費及び不動産取得税等は、買受人の負担とする。

**４　公募の流れ**

|  |  |
| --- | --- |
| 入札の告示  申請受付 | 入札参加受付開始  令和２年１１月２日から同年１１月３０日まで |

|  |  |
| --- | --- |
| 入札保証金納入 | 町が発行する納付書により入札保証金を期限までに納入してください。  領収書（写し）を入札当日ご持参ください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 入札執行 | 令和２年１２月初旬に行いますので別途通知します。必要書類をご持参のうえ参加ください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 契約保証金納入 | 落札者の入札保証金は契約保証金に充当します。  契約が履行されましたら、返還いたします。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 契約の締結及び売買代金の納入 | 落札後、すみやかに契約を締結し、締結後５日以内に売買代金の全額を納入する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 所有権の移転  引き渡し | 売買代金の納入が確認できましたら、登記手続きを進めます。  諸費用は契約者の負担となりますので、別途請求いたします。 |

**５　特記事項**

　(1)　既設の住宅は、現状で売り渡しとなりますので、使用に当っては買受人が自らの費用で改修する必要があります。

　(2)　売却予定地の樹木の剪定や管理についても、買受人が行うこととなります。

**６　質疑等**

　　質疑等については入札前まで総務課管財・情報Ｇにて随時受け付けます。

（１）受付期間

　　　令和２年１１月２日（月）　　８時４５分から

令和２年１１月３０日（月）　１７時３０分まで

（２）受付先

　　　〒０４９‐５６９２

　　　　北海道虻田郡洞爺湖町栄町５８番地

　　　　洞爺湖町役場総務部総務課　管財・情報Ｇ

　　　　　総務課直通：0142-74-3000

　　　　　メールアドレス：[kanzai@town.toyako.hokkaido.jp](mailto:kanzai@town.toyako.hokkaido.jp)

**●実施にあたって**

**１　申込**

(1)　受付期間

　　　公示の日から令和２年１１月３０日（月）１７時３０分まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

(2)　申込方法

　　　申請書に必要事項を記入のうえ、一式を受付期間内に下記までご提出ください。

　　　＜提出場所＞

　　　　・洞爺湖町役場　総務課管財・情報Ｇ

※　郵送の場合は書留等配達した事実の証明が可能な方法によることとして、下記までご郵送ください。

　　　　〒０４９‐５６９２

　　　　北海道虻田郡洞爺湖町栄町５８番地

　　　　洞爺湖町役場総務部総務課　管財・情報Ｇ　宛

(3)　必要書類

|  |  |
| --- | --- |
| 個人の場合 | ア　公有財産売却一般競争入札参加申込書  イ　住民票  ウ　納税証明書（直近１年間）  エ　当該土地・建物を利用して事業を遂行する資力を証明する書類  オ　印鑑登録証明書 |
| 法人の場合 | ア　公有財産売却一般競争入札参加申込書  イ　登記簿謄本  ウ　納税証明書（直近１年間）  エ　財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）直近の過去2年間分  オ　印鑑証明書 |

**２　入札保証金**

(1)　入札保証金の納入

申込みが受理されましたら、入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書を送りますので、入札書に記載しようとする金額の１００分の１０に相当する額以上を、入札日前日までに指定する金融機関に納付してください。

(2)　入札保証金の返還

入札後、落札者以外の方へは入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書記載の口座へ、入札保証金を2週間以内に返還します。

**４　入札執行**

(1)　入札日時

　　日　時　令和２年１２月初旬頃　別途通知

　　場　所　洞爺湖町栄町５８番地

　　　　　　洞爺湖町役場３階　３０２会議室

(2)　持参書類

　　ア　入札書及び入札用封筒

　　イ　代理人入札の場合は委任状

　　ウ　入札保証金納入時の領収書（写し）

　　エ　入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

　　オ　印鑑

(3)　入札方法

入札者の面前で開札し、最低売却価格以上でかつ最高の価格で入札した者を落札者とします。同額である場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

(4)　契約保証金

入札保証金を契約保証金に充当します。また、契約保証金を売買代金に充当することができ、契約保証金を売買代金に充当したときは、契約保証金の返還はしません。

※　契約を解除する場合は、契約保証金の返還はしませんが、次のいずれかに該当するときは、契約保証金を返還します。

①　洞爺湖町の責めに帰す事由により、契約を解除するとき

②　売払う土地・建物が天災等不可抗力により、引渡し前に滅失又は毀損したことにより、契約を解除することになったとき。

５**契約締結**

(1)　契約締結

落札者は当町が作成する契約書により、落札者決定の日から７日以内に遅延無く契約を締結していただきます。

※印紙等の契約に係る費用は落札者負担とします。

(2)　売買代金納付

契約締結後５日以内に、当町が発行する納付書により、一括納入していただきます。なお、契約保証金を売買代金に充当する場合は、その差額分を納入していただきます。

**６　所有権の移転及び引渡し**

(1)　所有権の移転及び引渡し

土地の所有権は、売買代金完納と同時に移転します。登記の手続きは町で行いますが、登記に要する登録免許税及び不動産取得税等の費用は落札者負担とします。なお、土地・建物は現状有姿のまま引き渡しとします。